

5 都内感染期

〈都内感染期〉

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

〈目的〉

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

〈対策の考え方〉

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

〈保健医療に関する対策の細分類〉

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

〈実施体制〉

- 政府が緊急事態宣言を行った場合は直ちに区対策本部を設置する。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死者に限定した情報収集が重要となる。

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止

都内での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。（健康部）

- クラスター（集団発生）サーベイランスの中止

都内での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。（健康部）

- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。（健康部）

(2) 情報提供・共有

医療提供体制が、新型インフルエンザ専門外来での診療から一般の医療機関で診療を行う体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

医療機関等の関係機関に対しては、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

- 都知事の「流行警戒宣言」を受けて、対策を「都内感染期」に切り替え、流行の警戒と感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（総務部、健康部、関係各部）

- 国内及び都内での発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、関係機関等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、
ひぼう
誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。（総務部、健康部、関係各部）

- 観光客等に対し、引き続きホームページや関係事業者を通じて、感染予防策の励行を呼び掛けると共に、区の対策や区内集客施設の使用制限等に関する情報を提供する。

- 事業者に対して、各事業者団体等を通じて、ファクシミリや電子メール等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、顧客等への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を依頼する。（文化産業観光部、関係各部）

- 医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や国や都の方針、入院医療体制の変更について、迅速に情報提供し、都内感染期の対応を依頼する。（健康部）

(3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、台東区新型インフルエンザ相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化すると共に、区民からの相談に的確に対応するため、相談内容の変化に応じて、相談体制を変更するなど柔軟に対応する。

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、台東区新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は台東保健所において、休日・夜間の保健所開庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。（健康部）
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについて利用者への周知を図る。
また、相談内容の変化により、ホームページに公表した問合せ窓口一覧を随時更新する。
(総務部、文化産業観光部、関係各部)
- 都や他区における相談内容や相談体制の変更についての情報を入手し、必要に応じて区の相談体制を変更し、区民からの相談に的確に対応する。
(区民部、福祉部、関係各部)

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言し、都が不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行ったときは、区は都の要請・指示等に協力する。

- 小中学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等について、都の要請があった場合等、必要により臨時休業を行うと共に、民間施設についても同様の対応を依頼する。
(福祉部、教育委員会)
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう求める。 (総務部)
- 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を求める。
また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。
これらの周知は、事業者団体の連絡会や区が連絡先を把握する業界団体を通じて行うとともに、ホームページやツイッター等を活用し、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。(総務部、文化産業観光部、関係各部)
- 区民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。
なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。(総務部、関係各部)

(5) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、区が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

また、緊急事態宣言が行われている場合においては、区は特措法第46条に基づき住民接種を進める。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。 (健康部)
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行う。

〈都内感染期〉

- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてかかりつけ医への受診を促すなど協力を求める。（健康部）
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて都に対して、治療用備蓄薬を市場に放出する等の対応を要請する。（健康部）

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。
都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で医療機関へ特段の措置の準備を要請する。
また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超える、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。

- 医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。（健康部）

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- 都は、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。
- 都は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。区は、これに協力する。（健康部）
- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。（健康部）

（7）区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者支援やごみ処理等の継続について対応すると共に、引き続き、区内の指定(地方)公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

- 都と連携して、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関する事業者に安定的な供給を確保するよう依頼する。 (総務部、文化産業観光部)
- 都と連携して、区内の指定(地方)公共機関をはじめ、ライフライン事業者、公共交通機関等に対し、事業継続を依頼する。 (総務部)
- 都と連携して、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）を実施する。
(文化産業観光部)
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業継続を依頼する。 (福祉部)
- 町会、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力依頼する。 (区民部、福祉部)
- 平常時のごみ収集体制の維持が困難な場合は、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を求め、可燃ごみのみの収集体制に移行する。 (環境清掃部)
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、区は都と連携して、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。 (関係各部)
- 引き続き、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察や地域団体等と連携して防犯活動を進める。 (総務部)
- 緊急事態宣言がされている場合には、都の情報を活用して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
(区民部、文化産業観光部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、円滑に火葬が実施されるよう対応に努める。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する。

- 区民が使用可能な火葬場の状況を把握し、円滑に火葬が実施されるよう、必要な対応を行う。 (総務部、福祉部)
- 都の要請を受けて、遺体の一時収容所の確保及び適切な運用を行う。
(総務部、福祉部)